

(仮称) 新岩屋・新尻労風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

平成28年10月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 28 年 8 月 2 日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 28 年 8 月 2 日（火）付 東奥日報

※平成 28 年 8 月 19 日（金）、20 日（土）、21 日（日）に開催する説明会についての公告を含む

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ひがしどおり平成 28 年 8 月号（第 613 号）

③インターネットによるお知らせ

平成 28 年 8 月 2 日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・青森県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）

<http://www.pref.aomori.lg.jp/>

- ・東通村のウェブサイト（別紙 3-2 参照）

<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/index.html>

- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 3-3 参照）

<http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 1 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・東通村役場

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 34 (2 階 経営企画課)

②インターネットの利用による縦覧

- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト

<http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 28 年 8 月 2 日（火）から平成 28 年 9 月 1 日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 件であった。

（内訳）東通村役場 0 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 266 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

※上記の公告以外に、回覧板によるお知らせを行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日：平成28年8月19日（金）
- ・ 開催場所及び時間：
18:30～20:00 岩屋集会場（青森県下北郡東通村大字岩屋字往来135-5）
来場者数：10名
- ・ 開催日：平成28年8月20日（土）
- ・ 開催場所及び時間：
10:00～11:30 北地区基幹集落センター（青森県下北郡東通村大字尻屋字山根61-2）
来場者数：26名
- ・ 開催日：平成28年8月20日（土）
- ・ 開催場所及び時間：
15:00～16:30 尻労漁村センター（青森県下北郡東通村大字尻労字小倉11）
来場者数：12名
- ・ 開催日：平成28年8月21日（日）
- ・ 開催場所及び時間：
10:00～11:30 褒部部落集会所（青森県下北郡東通村大字岩屋字田畑11-3）
来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年8月2日（火）から平成28年9月15日（木）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙4参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②（株）ユーラスエナジーホールディングスへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で3名の方から11件の意見が提出された。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について、提出された意見の概要と事業者の見解

1. 動物について－1

No.	意見の概要	事業者の見解
1	○コウモリ類の専門家にヒアリングを実施すること 本方法書における動物の専門家へのヒアリングは、鳥類、昆虫類及び昆虫類以外の無脊椎動物しか行われていない。環境省から平成28年6月に発行された「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き」に基づき、今後、コウモリ類の専門家へのヒアリングを実施し、適切な現地調査手法や解析、予測評価についてのアドバイスを受けるべきである。	当事業地においては既設発電所を10年以上操業する中での点検時や、前倒しで実施している死骸調査においてもコウモリの死骸が発見されていないことから、コウモリへの影響は小さいものと考えております。しかしながら方法書の審査を踏まえ、コウモリ類に関する有識者等への意見聴取を検討します。
2	○コウモリ類の調査手法を明記すること 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、調査等においても重点化されている。 本事業地（第5.2-1表(2)の(2)）においてはすでに鳥類の衝突死が確認されているため、コウモリ類の衝突死が起こっている可能性が極めて高い。従って、コウモリ類についても重点的に調査を行うことを明記すべきである。 1)第6.2-2表(25)には「*コウモリ類は」とせず、「①哺乳類のb.コウモリ類」と他の哺乳類調査と区分すること。 2)第6.2-2表(27)にはコウモリ類の入感状況調査の期間を記述すること。また、コウモリ類の捕獲調査は3季以上行うこと。 3)第6.2-2表(29)における「5.調査期間」の(1)の②は「バードストライク調査」のみではなく、「バットストライク及びバードストライク調査」と併記すること。同様に「4.調査地点」の(1)の②も訂正する事。バットストライク調査をついでの調査に位置づけてはならない。 4)第6.2-2表(29)及び(30)において、「施設の稼働」に対する「調査、予測及び評価の手法」としてコウモリ類の入感調査（高空飛翔種調査）を実施すること。特にバットストライクの発生が多い秋季には重点的に定量的な入感調査を実施することを明記すること。 5)第6.2-2表(31)は「調査の手法」となっているが、第6.2-2表(25)～(30)は「調査、予測及び評価の手法」となっている。第6.2-2表(31)は「調査手法の内容」ではないのか。哺乳類における「夜間調査」はコウモリ類を対象としているのだから、鳥類と同じ「空間飛翔調査」と変更するべきである。ルートセンサスと併用して、既設の風力発電機を使用した音声記録調査を複数地点行う必要がある。	1) 準備書におきましては、調査日時等を哺乳類としてまとめず捕獲調査、バットディテクターによる入感状況等の手法毎にお示し致します。 2) 2季実施致します。記載方法が判断しにくい面もあるため準備書において記載方法を工夫致します。ご指摘を踏まえ捕獲調査の時期については検討いたします。 3) 調査、予測及び評価の手法については、「改訂発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省、平成27年）に準拠し、作成しておりますが、本案件はリプレース（建て替え）案件であることから、手引きに記載のない「バードストライク調査」（死骸調査）を取り入れております。ご指摘の第6.2-2表(29)「2.調査の基本的な手法」の(1)の②には、「※バットストライクの状況についても併せて確認する。」との記載を入れておりましたが、「4.調査地点」及び「5.調査期間」において、その記載が抜けておりました。ご指摘を踏まえ、準備書においては記載を再検討します。 4) ご指摘を踏まえ、対象事業実施区域における代表的な点で高度別定点観察調査（自動録音調査）を追加実施いたします。 5) 調査の際に実施する手法を示しているため「調査の手法」としておりました。判断しにくい面もあるので表現については準備書において検討いたします。「夜間踏査」では調査範囲内に設定したルート上を、バットディテクターを持って踏査を行いコウモリ類の利用位置の確認を致します。また、高度別定点観察調査（自動録音調査）を代表的な点の風況観測塔に機材を設置し追加実施いたします。
3	○コウモリ類の飛翔高度調査を実施すること 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており、（バット&バードストライク）、調	当事業地においては既設発電所を10年以上操業する中での点検時や、前倒しで実施している死骸調査においてもコウモリの死骸が発見されていないことから、コウモリへの影響は小さいものと考えて

（表は次ページへ続く）

(表は前ページの続き)

	査等においても重点化されている。 本方法書の第 7.1-1 表(2)の 11 で青森県知事意見は「コウモリ類の風力発電機への衝突を回避するため、既存風力発電所における衝突実態を把握し、」と述べている。しかし、本方法書には衝突死について予測評価できる具体的な手法が記載されていない。 バットストライク防止のためには、事業地内におけるコウモリ類の飛翔特性（高度、場所、天候等）の現状を把握する必要がある。これには極めて簡単な手法として、数基のナセルに超音波無人録音機を設置し、コウモリ類の活動期間中にモニタリングすることで解決できるだろう。費用対効果も大きく、海外ではすでに多くの事例がある。今回の建て替えにおいて、コウモリ類の専門家の意見を聞きながら実施すべきである。	おります。しかしながらご指摘のとおり、対象事業実施区域周辺におけるコウモリ類の飛翔特性の現状を把握するため、高度別定点観察調査（自動録音調査）を追加実施いたします。対象事業実施区域内の代表的な地点における風況観測塔に機材を設置いたします。 また、方法書の審査を踏まえコウモリ類に関する有識者等への意見聴取を検討します。
--	--	---

2. 動物について－2

No.	意見の概要	事業者の見解
4	○P237 哺乳類（コウモリ類）及び鳥類に関する動物相の状況について コウモリ類の現地調査の方法は、「鳥類の空間飛翔調査、渡り鳥、猛禽類に準じる」とあるが、夜間飛翔するコウモリ類を、双眼鏡や望遠鏡で定点観察することはできない。では、事業者はコウモリ類の空間飛翔（飛翔高度）を、どのように定量調査するつもりだろうか。調査内容を具体的に記載せよ。なお「バットディテクターを使用したルートセンサス」はバットディテクターの探知距離は短く、地上からではコウモリ類の飛翔高度を把握できないので、不適切である。また、「サーチライト調査」は餌昆虫を誘引し、コウモリ類の飛翔高度が変化するほか、霧の中では調査できないため、やはり不適切である。事業者が実施可能な唯一の方法は高空のバットディテクター自動録音調査であろう。事業者は、至急コウモリの専門家に調査内容について意見聴取を行うこと。	P237 では「施設の稼働（既設風力発電機）」に対する影響の調査計画を記載しております。 調査では影響を受けると考えられる飛翔動物（コウモリ類および鳥類）を対象としておりますが、調査手法①に記載しております「鳥類の空間飛翔調査、渡り鳥、猛禽類に準じる」での対象は鳥類としており、コウモリ類に該当する手法は②「バットストライク調査（死骸調査）」としております。記載方法が判断しにくい面もあるため準備書において記載方法を工夫致します。 「施設の稼働」に対するコウモリ類の手法はバットストライクの確認となるため目視による空間飛翔の確認は実施いたしません。しかしながら、ご指摘のとおり踏査によるバットディテクターでの確認ではコウモリ類の飛翔高度の把握が難しいため対象事業実施区域内における代表的な点において高度別定点観察調査（自動録音調査）を追加実施いたします。 なお、方法書の審査を踏まえコウモリ類に関する有識者等への意見聴取については検討します。
5	○P237 哺乳類（コウモリ類）及び鳥類に関する動物相の状況について 哺乳類（コウモリ）の調査地点の記載がないので記載すること。当然ながら鳥類の空間飛翔調査地点と同規模（8 地点）で実施すること。 なお「バットディテクターを使用したルートセンサス」はコウモリ類の飛翔高度を把握できないので、調査として不適切である。	前述のとおりコウモリ類に対する調査は②（バットストライク調査）となりますので p248 第 6.2-3 図に示すものが調査位置となります。 なお、バットディテクターは既存文献によると概ね 20～25m 程度まで音声を拾うとされており対象事業実施区域内のコウモリ類の利用位置を広く捕らえるため実施しております。また、コウモリ類相の把握のため、複数地点において捕獲調査についても実施いたします。
6	○調査期間について 哺乳類（コウモリ類）の調査期間は、「鳥類の空間飛翔調査、渡り鳥、猛禽類に準じる」とあるので、方法書の記載通り 3～11 月までコウモリ類をしっかりと調査すること。	前述のとおり、コウモリ類に対する調査は②（バットストライク調査）となりますので、1 年間、月に 2～3 回の頻度で調査を実施いたします。
7	○死骸探索調査について コウモリの死体は小さいので、月 2 回程度の調査頻度ではカラスやキツネなどが持ち去り消失してしまう。死骸探索調査は月 4 回以上行うこと。	死骸探索につきましては、月 2～3 回の調査に加え既設風力発電機のメンテナンス時、他項目の調査時にも確認に努めております。
8	○コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 風力発電施設供用後のコウモリへの影響を予測するために、必要十分な調査を重点的に行うべき	方法書の審査を踏まえコウモリ類に関する有識者等への意見聴取については検討します。

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

	である。必要十分な調査については、事業者とその委託先であるコンサルタントの独自の判断によらず、「コウモリの専門家（コウモリの音声やバットストライクについて詳しい方）」の指導を受けつつ調査を進め、必要に応じて保全措置をとること。	
--	---	--

3. 動物について－3

No.	意見の概要	事業者の見解
9	○P239 動物の手法（動物）について 「コウモリ類についてはバットディテクターを使用して確認した種類を記録する。」とあるが、使用するバットディテクターの機種と台数、探知距離を示せ。バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまりブレードの回転範囲の音声は、地上からほぼ探知できない。なぜ事業者は既存施設のナセルにマイクを設置し、高空におけるコウモリの音声を自動録音しないのか。国内外ですでに同様の調査は行われており、事業者は実施可能であろう。国内外ではバットストライクが多数生じており、問題となっている。これ以上風車でコウモリを殺すな。事業者はコウモリ類について手抜きをせずに重点的に調査をし、保全対策をするべきだ。	御指摘を踏まえ、準備書においては使用したバットディテクターの機種等の仕様をお示しします。 当事業地においては既設発電所を 10 年以上操業する中での点検時や、前倒しで実施している死骸調査においてもコウモリの死骸が発見されていないことから、コウモリへの影響は小さいものと考えております。しかしながらご指摘のとおり、対象事業実施区域周辺におけるコウモリ類の飛翔特性の現状を把握するため、高度別定点観察調査（自動録音調査）を追加実施いたします。対象事業実施区域内の代表的な地点における風況観測塔に機材を設置いたします。 また、コウモリ類の保全対策については、調査結果を踏まえて十分に検討し、準備書において、その結果をお示しします。
10	○P239 動物の手法（動物）について 「コウモリ類についてはバットディテクターを使用して確認した種類を記載する。」とあるが、使用するバットディテクターの機種と台数、調査時間を示せ。 ヘテロダイン方式は、探知できる周波数が狭いので、各種コウモリ類の利用周波数を同時に調査する必要のある風力発電アセスにおいて不適切である。バットディテクターは、フルスペクトル方式など幅広い周波数解析が可能な方式を使用すること。 また調査時間は、日没 1 時間前から、日出 1 時間後までとし、自動録音機能付きバットディテクターを使用し、1 年間毎日調査を行うこと。 自動録音調査地点（使用台数）については、風車設置予定箇所すべてで行うべきだが、少なくとも風力発電機設置予定箇所数の 30% 以上で実施すること。 調査地点が樹林内や林縁の場合は、必ず樹冠より上にマイクを設置すること。	前述の通り、御指摘を踏まえ、準備書においては使用したバットディテクターの機種等の仕様をお示しします。 当事業地においては既設発電所を 10 年以上操業する中での点検時や、前倒しで実施している死骸調査においてもコウモリの死骸が発見されていないことから、コウモリへの影響は小さいものと考えております。しかしながらご指摘のとおり、対象事業実施区域周辺におけるコウモリ類の飛翔特性の現状を把握するため、高度別定点観察調査（自動録音調査）を追加実施いたします。対象事業実施区域内の代表的な地点における風況観測塔に機材を設置いたします。 なお、高度別調査については、調査期間はコウモリが活発に活動すると想定する初夏以降の時期に実施します。調査に当たっては幅広い周波数解析が可能な方式を採用します。また、ブレード回転域の飛翔状況を把握できるよう配慮します。

4. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
11	わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけでなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的負担がかかり迷惑だ。事業者は E メールで意見書を受け付けるようにするべきだ。	ウイルス等のセキュリティ上の観点等から、ご意見は郵送または意見書箱でいただくこととしております。

○日刊新聞紙における公告

東奥日報（平成 28 年 8 月 2 日（火））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧致します。

一、事業者の名称
株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役 稲角秀幸
事務所所在地 東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号
ヒューリック神谷町ビル七階

二、対象事業の名称
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力
(新岩屋)最大五万キロワット
(新尻労)最大二万二千キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域 青森県下北郡東通村
(岩屋・尻屋・尻労周辺)

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
青森県下北郡東通村(岩屋・尻屋・尻労周辺)
東通村役場 経営企画課
(いずれも、土・日・祝日を除く開庁時)

五、縦覧の場所・時間
電子縦覧 <http://eeh-development.com/shinwaga-shinshitsukari/>
期間 平成二十八年八月二日(火)から
平成二十八年九月一日(木)まで

六、意見書の提出
ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、平成二十八年九月一日(木)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日 八月一九日(金) ※一時間三十分程度
岩屋集会場(青森県下北郡東通村大字岩屋字往來一三五五)
一八時三十分から

二、開催日 八月二十日(土) ※一時間三十分程度
北地区基幹集落センター(青森県下北郡東通村大字尻屋字山根六一二) 十時から

三、開催日 八月二十日(土) ※一時間三十分程度
尻労漁村センター(青森県下北郡東通村大字尻労字小倉二) 一五時から

四、開催日 八月二十一日(日) ※一時間三十分程度
袋部部落集会所(青森県下北郡東通村大字右屋字田畑二二三) 十時から

八、問い合わせ先 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
〒一〇五〇〇〇一 東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号
ヒューリック神谷町ビル七階
電話 〇三(五四〇四)五三三七 (担当)野口、桶田

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ひがしどおり平成 28 年 8 月号（第 613 号）

風力発電環境影響 評価方法について

東通村において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

<縦覧>

縦覧書類

（仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価方法書

事業実施想定区域の位置

青森県下北郡東通村（岩屋・尻労・尻労周辺）

※既設のユーラス岩屋ウインドファーム、ユーラス尻労ウインドファームの建て替え事業

縦覧場所

①東通村役場 2 階 経営企画課

②村ホームページ「お知らせ」

③電子縦覧専用ホームページ

（<http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>）

縦覧期間

8 月 2 日（火）～9 月 1 日（木）

意見書受付終了日

9 月 1 5 日（木）

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、問合せ先へご郵送ください（当日消印有効）。

縦覧・意見書受付時間

役場の開庁時

<説明会>

岩屋地区

8 月 1 9 日（金）1 8 時 3 0 分～

岩屋集会所

尻労地区

8 月 2 0 日（土）1 0 時 0 0 分～

北地区基幹集落センター

尻労地区

8 月 2 0 日（土）1 5 時 0 0 分～

尻労漁村センター

巖部地区

8 月 2 1 日（日）1 0 時 0 0 分～

巖部部落集会所

※各 1 時間半程度を予定しています

<問合せ先>

株式会社ユーラスエナジーホールディングス （担当：野口、桶田）

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 3 号

ヒューリック神谷町ビル 7 階

☎ 0 3 - 5 4 0 5 - 5 3 3 7

○インターネットによる「お知らせ」

(青森県のウェブサイト)

新着情報

Google™ カスタム検索

Q



くらし

しごと

県外の方

ホーム > 生活・環境 > 環境・エコ > (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業(環境影響評価手続状況)

画面表示等の変更

(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業(環境影響評価手続状況)

更新日付: 2016年9月10日 環境保全課

事業名	(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業
事業者	株式会社ユーラスエナジーホールディングス
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力: (新岩屋)最大50,000 kW (新尻労)最大22,000 kW
事業実施想定区域	青森県下北郡東通村(岩屋・尻屋・尻労周辺)
関係地域	青森県下北郡東通村
配慮書 公告 縦覧 審査会意見 知事意見	平成26年12月5日 平成26年12月5日～平成27年1月9日 平成27年1月20日(内容はこちらです) 平成27年2月9日(内容はこちらです)
方法書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	内容については 事業者ウェブサイト を御覧ください。 平成28年8月2日 平成28年8月2日～9月1日 平成28年8月19日、20日、21日
準備書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	
評価書 公告・縦覧	
事後調査等報告書 提出 公告・縦覧	

関連タグ

- くらし
- 環境・エコ

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ
電話: 017-734-8242 FAX: 017-734-8081

お問い合わせ

このページを印刷する

(東通村のウェブサイト)



ひがしどおりむら

東通村

[▶トップページへ戻る](#)

雄大な自然と科学の調和…
 限りなく飛躍する
 未来を拓く人材

[▶ 本文へ](#)
[▶ 読者版サイト](#)
[▶ Foreign Language](#)

文字サイズ
 [標準](#)
[拡大](#)

[検索](#)
[▶ 検索の方法](#)
[▶ サイトマップ](#)

東通村のご紹介

村民の方へ

事業者の方へ

観光・歴史

行政・まちづくり

行政・まちづくり

- [ようこそ村長室へ](#)
- [東通村役場のご案内](#)
- [東通村役場へのアクセス](#)
- [統計データ](#)
- [計画・財政](#)
- [政策・まちづくり](#)
- [定住促進](#)
- [情報公開](#)
- [広報・広聴](#)
- [人事行政・職員採用](#)
- [東通村議会](#)
- [選挙管理委員会](#)
- [ふるさと納税](#)

[東通村トップページ](#) > [行政・まちづくり](#) > [政策・まちづくり](#) > (仮称)新岩屋・新尻尻風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

最終更新日:2016年8月2日

株式会社ユースエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を取りまとめた「環境評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

- [環境影響評価方法書の縦覧](#)
[環境影響評価方法書についての説明会](#)

環境影響評価方法書の縦覧

縱覽書類

(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価方法書

縦覧・意見書受付期間

平成28年8月2日(火)～平成28年9月1日(木)まで

意見書受付終了日 平成28年9月15日(木)

※環境影響評価法に基づいて、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、**意見受付終了日**までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、下記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

縦覧・意見書受付時間

上記期間中の午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

縦覧場所

東通村役場 2階 経営企画課

※方法書は下記URLでも公表しています。

(仮称)新岩屋・新尻労風力発電所事業 環境影響評価方法書

環境影響評価方法書についての説明会

開催日時及び場所

開催日時及び場所については以下のとおりとなっております。

※各回とも、所要時間一時間半程を予定。

1回目:岩屋集会場

平成28年8月19日(金)18:30～

2回目:北地区基幹集落センター

平成28年8月20日(土)10:00～

3回目:尻労漁村センター

平成28年8月20日(土)15:00～

4回目：襦部部落集会所

平成28年8月21日(日)10:00～

問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック中谷町ビル7階
TEL:03-5405-5337 (担当)野口・楠田

((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)

(1)

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業

お知らせ

平成28年8月2日（火） [（仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子版覧について](#)

平成28年8月2日（火） [（仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業に係る環境影響評価方法書の版覧場所・意見書の提出・説明会について](#)

平成27年1月10日（土） （仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表を終了しました

平成26年12月5日（金） （仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表について

平成26年12月5日（金） （仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について

平成26年12月5日（金） （仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業 ホームページを開設致しました

計画概要

対象事業の名称	（仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 （新岩屋）最大50,000kW （新尻労）最大22,000kW
対象事業実施区域	青森県下北郡東通村 岩屋・尻屋・尻労周辺

お問い合わせ

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

住 所： 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

担 当： 野口、桶田

電話番号： 03-5404-5337

お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く午前9時15分から午後5時30分まで

((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)

(2)

【環境影響評価方法書の公表について】

(仮称) 新岩屋・新尻尻風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

平成28年8月2日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス



当社は、平成28年8月1日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 新岩屋・新尻尻風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。
方法書及び要約書を、環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

方法書

表紙・目次	方法書 1/11 [167KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書 2/11 [70KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	方法書 3/11 [2.04MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3.1 自然的状況	方法書 4/11 [5.33MB]
3.2 社会的状況	方法書 5/11 [4.20MB]
第4章 計画段階計画事項ごとの調査、予測及び評価の結果	方法書 6/11 [4.10MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	方法書 7/11 [432KB]
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
調査予測及び評価の手法 (1)	方法書 8/11 [339KB]
調査予測及び評価の手法 (2)	方法書 9/11 [9.48MB]
第7章 その他環境省令で定める事項	方法書 10/11 [2.56MB]
第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書 11/11 [62KB]
要約書	要約書 [11.48MB]

方法書及び要約書は、平成28年8月2日(火)～平成28年9月1日(木)の間閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1 地勢図及び5万分1地形図を複製したものです。

(承認番号 平28情復 第247号)

本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

各書類をご確認いただくにはAdobe PDF Readerが必要です。
お手持ちのパソコンなどにAdobe Reader (無料) ソフトをダウンロードしてインストールをお願い致します。



[当サイトのご利用環境について](#)

Close



ご意見記入用紙

○意見書の提出期限 平成28年9月15日(木)[当日消印有効]

平成 28 年 月 日

[illegible]

– 14 –